

令和3年3月1日(月)
午後2時～4時
横浜市庁舎18階共用会議室
みなと4・5

第67回 横浜市屋外広告物審議会

1 次第

- (1) 開会
- (2) 審議事項
 - ア 横浜市屋外広告物審議会の役員選出
 - イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出
 - ウ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例
 - (ア) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置
 - (イ) 照明塔への屋外広告物の設置
 - エ 横浜市屋外広告物条例等の改正
- (3) 報告事項
 - ア 屋外広告物の安全啓発
 - イ 「横浜サイン」普及啓発事業
 - ウ 観覧車の照明演出
- (4) 閉会

2 配付資料

- (1) 委員名簿
- (2) 席次表
- (3) 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出【審議事項イ】
- (4) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置・・・・・・・・・・【審議事項ウ（ア）】
- (5) 照明塔への屋外広告物の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・【審議事項ウ（イ）】
- (6) 横浜市屋外広告物条例等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・【審議事項エ】
- (7) 屋外広告物の安全啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【報告事項ア】
- (8) 「横浜サイン」普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【報告事項イ】
- (9) 観覧車の照明演出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【報告事項ウ】

第33期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

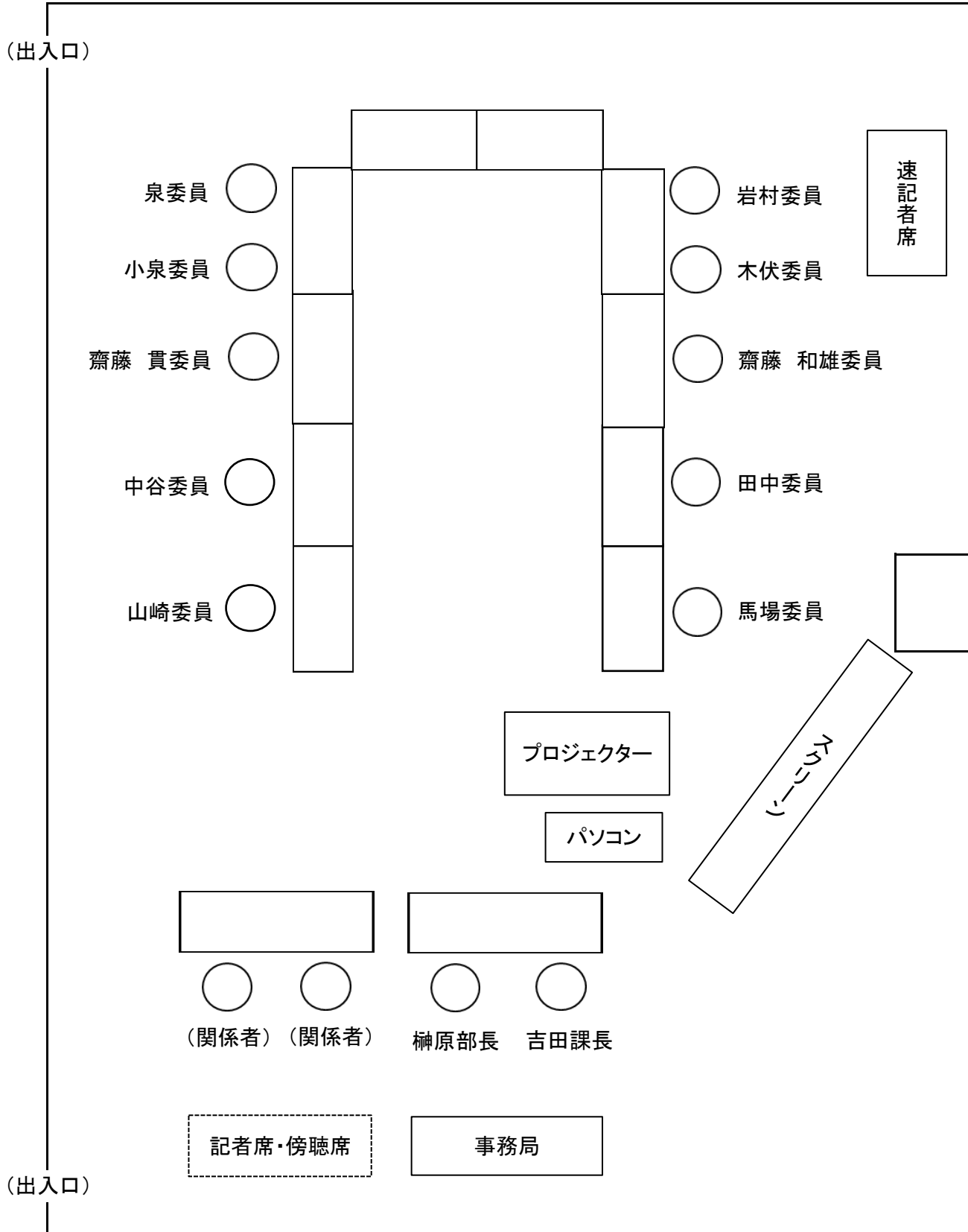
任期 令和2年12月1日から

令和4年11月30日まで

	氏名	役職名
委員	泉 路代	弁護士
〃	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
〃	木伏 慎治	横浜市商店街総連合会理事
〃	小泉 雅子	多摩美術大学教授
〃	齋藤 和雄	神奈川県広告美術協会副会長
〃	齋藤 貫	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	山崎 洋子	作家

【第67回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：横浜市役所共用会議室みなと4・5



審議事項 イ 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会の委員及び役員選出

特例許可は、「特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物」又は「表示又は設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認められる広告物で、景観を阻害しないと認められる広告物」のいずれかに該当することが必要となります。特例許可をする際は、あらかじめ審議会の意見を聴くこと（市条例第19条）となっており、「広告物と景観の調和」を機動的かつ確実に審査できるよう、平成27年1月にデザイン審査部会を設けました。

(参考) 審査事項

審査実施日	審査事項
第1回 (H27. 2. 10)	関内駅周辺のマンホールのデザイン調整 (ベ이스ターズ)
第2回 (H28. 12. 19)	第1回横浜サイン賞の最終選考作品 (20 作品) の現地調査と2次選考による6作品の選定
第3回 (R1. 5. 27)	桜木町駅前広場のマンホールのデザイン調整 (ポケモン)

横浜市屋外広告物条例施行規則

(部会)

第 33 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「審議会」とあるのは「部会」と、第31条第1項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第31条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会設置要綱

制 定 平成27年1月30日 都景第552号（局長決裁）

（設置）

第1条 横浜市屋外広告物条例施行規則（昭和32年3月横浜市条例第6号）第33条第1項の規定により、横浜市屋外広告物審議会にデザイン審査部会を設置する。

（招集等）

第2条 デザイン審査部会は、横浜市屋外広告物条例施行規則第33条第7項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等デザイン審査部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、デザイン審査部会の会議に代えることができる。

（審議事項）

第3条 デザイン審査部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市屋外広告物条例第19条第1項の規定に基づく許可の特例の申請のうち審議会が適当と認めるものに関し、屋外広告物等（以下「広告物等」という。）のデザインについて、景観的な観点から審査を行う。
- (2) その他審議会が必要と認める広告物等の景観及びデザインに関する事項について助言を行う。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（審議意見）

第4条 デザイン審査部会の意見は、部会長が取りまとめる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、デザイン審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成27年1月30日から施行する。

審議事項 ウ 横浜市屋外広告物条例第 19 条の規定に基づく許可の特例
(ア) 野外シネマ上映のためのスクリーンの設置

1 催事概要

催事名称	SEASIDE CINEMA 2021
主催	SEASIDE CINEMA 2021 実行委員会
後援	横浜市文化観光局
会場	横浜赤レンガ倉庫、カップヌードルミュージアムパーク、横浜ベイクォーター、横浜ハンマーヘッド、マリーナルージュ
開催期間	令和 3 年 5 月 1 日（土）から令和 3 年 5 月 5 日（水・祝）まで
概要	「横浜都心臨海部の回遊性向上」や「街の魅力や賑わいの向上を図り集客に寄与すること」等を目的に、横浜都心臨海部の各施設においてシネマ上映のイベントを共同開催します。

2 対象の屋外広告物

名称	野外シネマ上映用スクリーン
広告物の種類	広告板
設置場所*	カップヌードルミュージアムパーク（中区新港一丁目 3）
特例許可を必要とする理由	映像を表示する部分の表示面積が 24.83 m ² （3.74m×6.64m）あり、許可基準の上限（18.75 m ² ）を超えているため
設置期間	令和 3 年 4 月 30 日（金）から令和 3 年 5 月 6 日（木）まで

※横浜赤レンガ倉庫に設置されるスクリーンは、「公衆に表示していない」ため、屋外広告物に該当しません。横浜ベイクォーター及び横浜ハンマーヘッドに設置されるスクリーンは条例の許可基準を満たしています。また、マリーナルージュは船内で実施される予定のため、屋外広告物には該当しません。

3 事務局としての考え方

(1) 事務局意見

横浜市屋外広告物条例第 19 条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2) 理由

ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由

「SEASIDE CINEMA 2021」は、①話題性・集客性の高いイベントを横浜都心臨海部の各施設で開催することで、横浜のイメージアップとエリアへの集客を図ること、②映画を上映することで身近に文化芸術を親しむ機会の提供や、魅力の発信を行い、文化芸術によるまちづくりを推進すること、③ナイトコンテンツを充実させることで、ナイトタイムエコノミーの推進を図ることを目的としており、実施にあたり公益上の理由が認められます。また、映画を上演する特性上、スクリーンの設置はやむを得ないと判断できます。

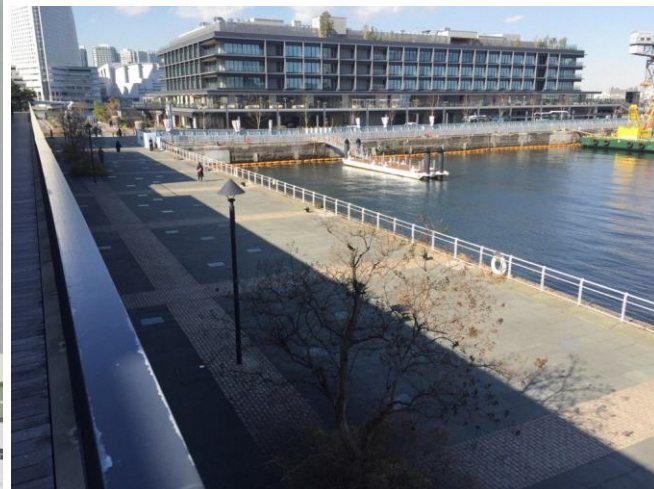
イ 景観を阻害しないと認められる理由

次の理由から景観を阻害していないと認められます。

- ①設置期間は令和 3 年 4 月 30 日から 5 月 6 日までの 7 日間と短期間であること。
- ②各日の上映時間は 2 時間程度で、スクリーンの設置は上映時のみに限られていること。(上映しない時間帯は撤去。)
- ③表示面積が許可基準の 1.3 倍程度であり、超過部分が少ないこと。
- ④海岸に対してスクリーンが垂直であり、海に向かった眺望景観への影響が少ないとともに、隣接する建物より低い高さであることから、周囲への景観への影響が少ないと認められること。

シアターMARINE & WALK (現況写真)

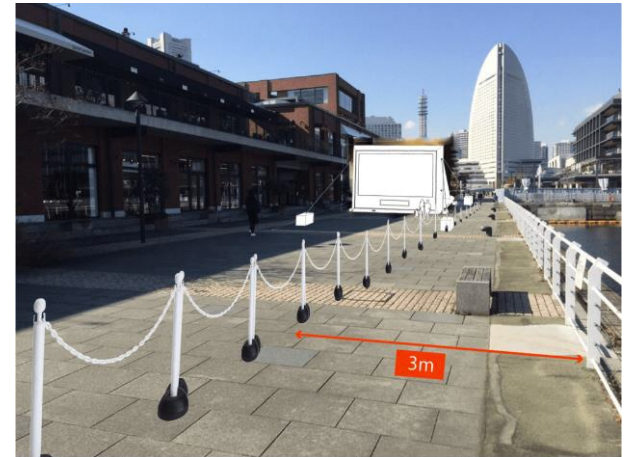
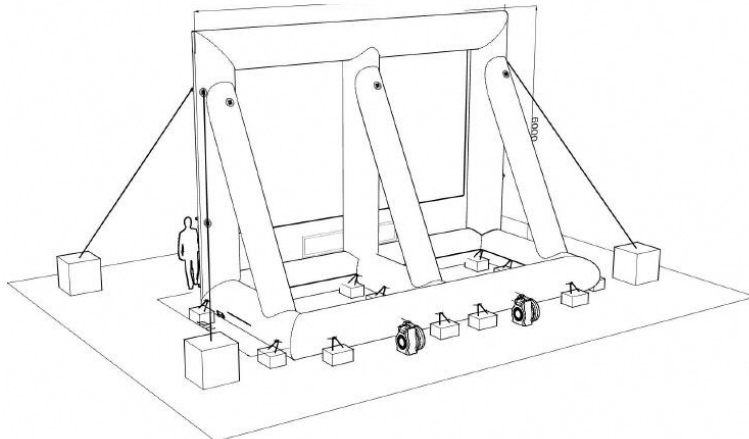
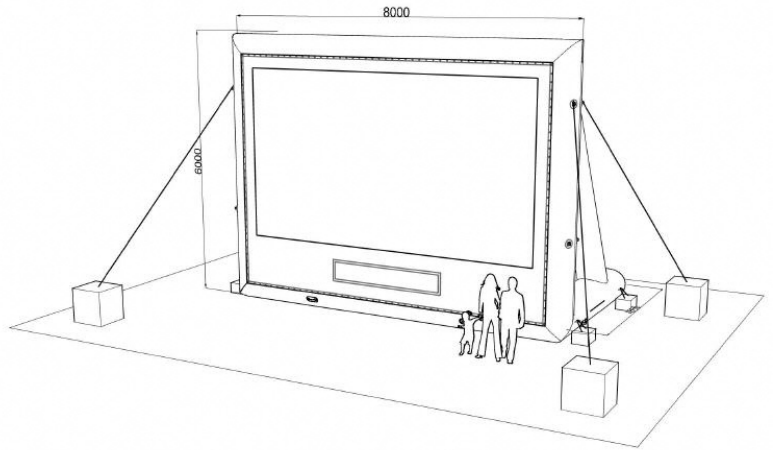
現況写真(カップヌードルミュージアムパーク)



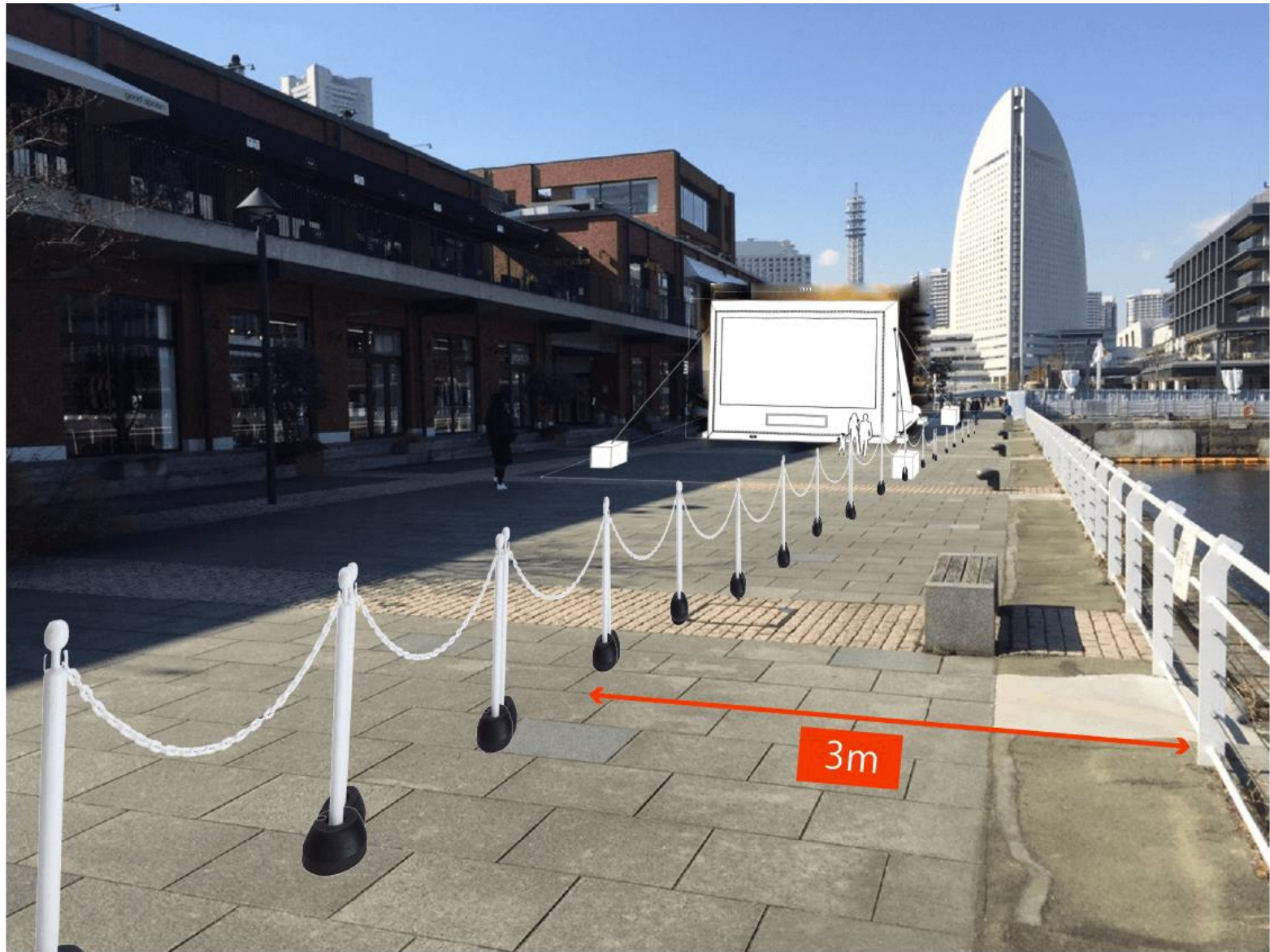
シアター-MARINE & WALK (スクリーン詳細①)

スクリーンサイズ(300インチ)

幅8m×高さ6m=48㎡
(表示面積:幅6.64m×高さ3.74m=24.83㎡)



シアター-MARINE & WALK (スクリーン詳細②)



シアター-MARINE & WALK (スクリーン詳細③)



審議事項 ウ 横浜市屋外広告物条例第 19 条の規定に基づく許可の特例
(イ) 照明塔への屋外広告物の設置

1 概要

名称	照明塔への屋外広告物の設置
広告物の内容	横浜 DeNA ベイスターズの選手写真及びロゴ
設置場所	横浜公園内横浜スタジアム照明塔
特例許可を必要とする理由	照明塔は禁止物件に該当するため
設置期間	令和 3 年度プロ野球シーズン中 (3 月から 11 月が目途)

2 事務局としての考え方

(1) 事務局意見

横浜市屋外広告物条例第 19 条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2) 理由

ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由

横浜スタジアム及び横浜 DeNA ベイスターズでは、横浜市スポーツ推進計画にあるように、プロスポーツと地域との連携・協働の取組の中で、横浜の象徴としての横浜 DeNA ベイスターズを根付かせることで地域活性化を図っていることから、本広告物の掲出には、やむを得ない理由があることが認められます。

イ 景観を阻害しないと認められる理由

次の理由から景観を阻害していないと認められます。

i 周辺の道路上から見える景観の視点では、照明柱の下部であり、スタジアムの外壁とほぼ同じ高さになっています。

設置位置については、来場者を迎え入れる主な公園入口（尾上町通り、日本大通り）に設けられ、公園空間との調和を図っていると考えます。

また、設置高さについて、5号柱については、周辺の道路上から見ると緑で覆われており、日本大通りからの景観も阻害していないと考えます。6号柱は、周辺道路上から見ると広告物の上端がスタジアムの外壁の上端を超えていますが、超える部分は僅かであり、一部が緑で覆われていることを踏まえ、景観を阻害しないものと考えます。

ii 掲出内容が、基本選手の姿で、色合いもスタジアムの壁面との調和に配慮されています。

今シーズンに掲出する装飾デザインイメージは、選手ビジュアルをメインとするとともに、色合いも球団カラーの青を基調としたシンプルなデザインとなっています。

【参考】これまでの経過

広告物の設置		審議会での審議
年月	場所	
25年3月	照明塔	第49回(25年3月)
26年3月	照明塔	第52回(26年1月)
27年3月	照明塔	第54回(27年1月)
28年3月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第56回(28年1月)
29年3月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第58回(29年1月)
30年3月	照明塔、人工台地上の仮囲い	第60回(30年2月)
31年3月	照明塔	第62回(31年2月)
設置せず	照明塔	第65回(2年2月)

※人工台地上のトイレ及び仮囲いは撤去済み。

※人工台地

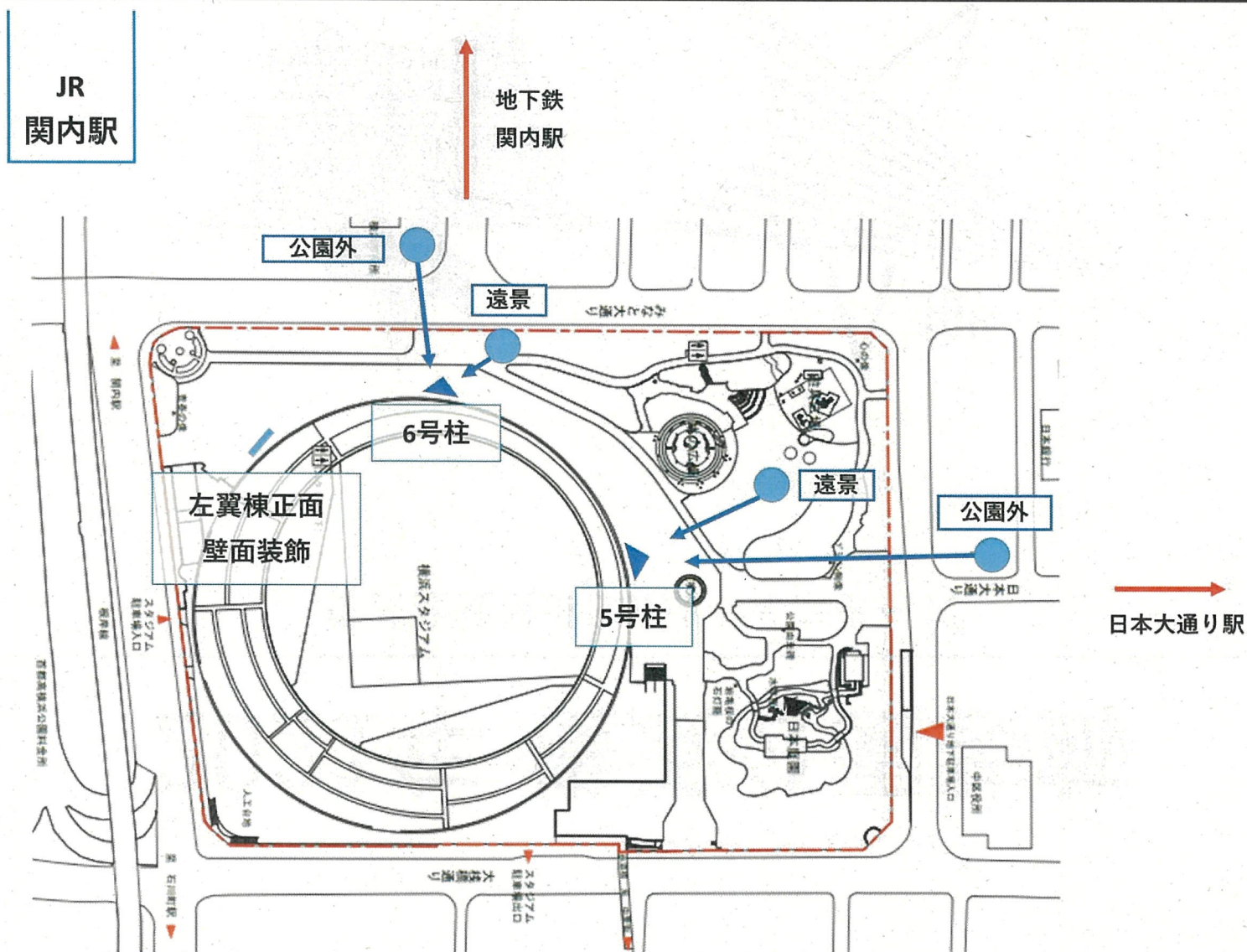


2021年 横浜公園装飾

株式会社横浜DeNAベイスターズ



装飾配置図及び遠景/公園外からのシミュレーション



照明塔装飾イメージ（5号柱 遠景）

日本大通り側からの遠景イメージ



現状



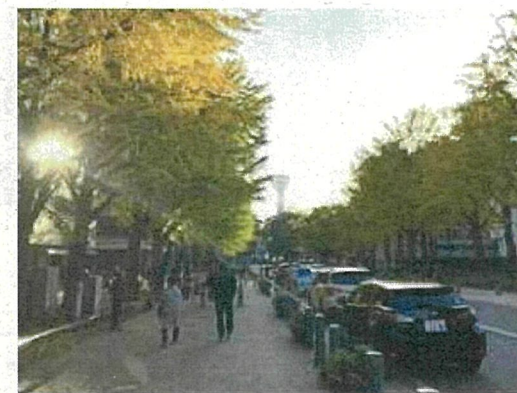
シミュレーション

照明塔装飾シミュレーション（5号柱 公園外より）

公園外からの撮影
(掲出位置を赤枠で記載)

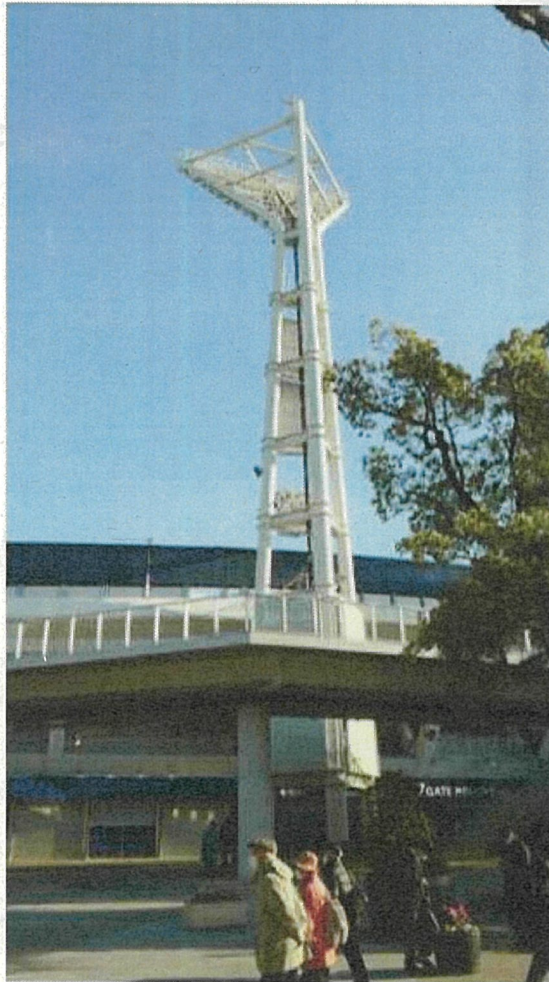


公園外からは樹木等により、
照明塔の装飾は視認できない



照明塔装飾イメージ（6号柱 遠景）

スタジアムショップ前からの遠景イメージ



現状



シミュレーション

照明塔装飾イメージ（6号柱 公園外より）

現状

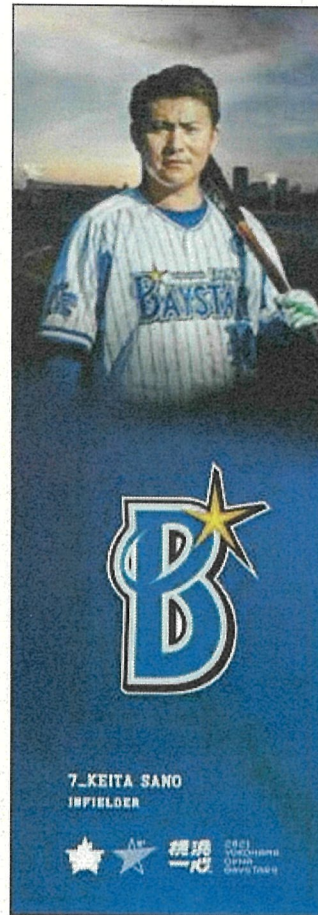


シミュレーション



照明塔装飾 (クリエイティブイメージ)

撮影前のため、デザインはイメージとなります
選手は変更になる場合があります



審議事項 エ 横浜市屋外広告物条例等の改正

第 1 制度を見直す趣旨

近年、プロジェクションマッピングなどの映像技術が進展し、様々な都市で盛んに行われるようになりました。これらの投影広告物の活用を促進するために、イベントで掲出する屋外広告物に関する規制を緩和します。

また、他都市において、老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生し、安全性の確保がより一層求められています。このため、屋外広告物が適正に管理がなされるよう規制を強化し、市民の安全確保を図ります。

【主な改正点】

- 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義します。
- まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準の適用を除外するとともに許可を不要とします（投影広告物を含む。）。
- 3年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。
- 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

第 2 主な改正内容

1 新たな屋外広告物の対応について

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を「投影広告物」と新たに規定し、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行います。

(1) 背景・理由

近年、「プロジェクションマッピング」に係る技術は大きく進展しており、近隣都市においても盛んに行われ、今後本市においても、活用ニーズが高まっていくことが想定されます。また、プロジェクションマッピングを活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながることも期待されます。

一方で、大きさや意匠等が常時変更可能であり、屋外広告物としても非常に目立つため、周辺環境への影響や、ドライバー等への視認性に影響を及ぼす可能性があります。そのため、適切な規制を設ける必要があります。

(2) 見直しのポイント

ア 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を追加します。

イ 投影広告物の基準

現制度の「映像装置」の基準と同等とします。

【参考】映像装置の基準（横浜市屋外広告物条例施行規則第 6 条第 1 号ア、カ、ク及び第 2 号ア（キ））

(ア) 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に掲出することはできません（ただし、15 秒以上静止したものは除きます。）。

(イ) 表示面積は、壁面看板や屋上看板等の表示可能面積の 4 分の 1 以下とします。

例：高さ 20m、幅 8m の建物の壁面を利用して映像装置を掲出する場合の表示可能面積
(20m × 8m) ÷ 10 × 3 (条例で規定する通常の屋外広告物の表示可能面積割合)
÷ 4 (条例で規定する映像装置の表示可能面積割合) = 12 m²

- (ウ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域以外の地域で掲出する屋上看板は、表示面積を100平方メートル以下とします。
- (エ) 1以上の道路の車線が4以上あり、信号機が設置されている交差点では、次の区域に表示又は設置することができません。
 - a 停止線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域
 - b aに掲げる区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については、大きさ等の基準の適用を除外するとともに許可を不要とします。

(1) 背景・理由

短期間のイベント時においても、屋外広告物条例の規定を守らなければ掲出することはできません。一方で、より魅力的なイベントを促進し、賑わいの創出につなげるには、屋外広告物を積極的に活用することも求められています。

そこで、まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物で、公益性を有するものについては、条例の基準を一部緩和し、屋外広告物の掲出を容易にします。その際、設置物の安全性や交通阻害要因などの必要な規制を合わせて規定します。

(2) 見直しのポイント

一定の要件を満たした場合は、屋外広告物の掲出の基準を緩和します。

ア 要件

(ア) 「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のために掲出する屋外広告物であること

「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。

- a イベントの主催者が次のいずれかに該当すること
 - (a) 国
 - (b) 地方公共団体
 - (c) 公益法人
 - (d) 横浜市の外郭団体
 - (e) (a)から(d)までの団体が主体的に参加する実行委員会等
 - (f) (a)又は(b)からイベントの開催について推薦を受けた団体
- b イベントの内容が、次のいずれかに該当すること
 - (a) 地域の振興
 - (b) 観光の振興
 - (c) まちづくりの推進
 - (d) 学術、文化及び芸術の振興
 - (e) スポーツの振興
 - (f) 国際相互理解の促進
 - (g) 地球環境の保全
 - (h) 青少年の健全な育成
 - (i) その他公益に関する目的を有するもの

(イ) 「期間限定」で掲出する屋外広告物であること

掲出期間が、次のいずれかに該当する必要があります。

- a 掲出期間は原則7日間以内とし、同一区域で再度掲出する場合は、前掲出期間の5倍の日数を空けること
- b 掲出する日から1年以内で、1日当たりの表示時間が原則10分以内であること

(ウ) 「公益性のある屋外広告物」であること

「公益性のある屋外広告物」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。							
a	商業広告を表示する場合は、その割合が次の基準に適合すること						
(a)	投影広告物 商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と最大表示面積の積で除して得た数値が3分の1以下であること						
(b)	投影広告物以外の屋外広告物 商業広告の表示面積は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること						
	<table border="1"><tr><td>商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡未満</td><td>10分の1</td></tr><tr><td>商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡以上20㎡未満</td><td>1平方メートル</td></tr><tr><td>商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が20㎡以上</td><td>20分の1</td></tr></table>	商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡未満	10分の1	商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡以上20㎡未満	1平方メートル	商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が20㎡以上	20分の1
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡未満	10分の1						
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が10㎡以上20㎡未満	1平方メートル						
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が20㎡以上	20分の1						
b	表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと						

(エ) 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと

次の各基準を満たす必要があります。	
a	景観に配慮し、支障を及ぼさないこと
(a)	表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるもの
(b)	表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合は、表示時間は原則午後10時までとすること
(c)	表示内容に映像、光の点滅を使用する場合は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること
	<ul style="list-style-type: none">鮮やかな赤の点滅は、特に慎重に扱うこと避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とすること鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ輝度変化が10パーセントを超える場合は、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化は20パーセント以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと
(d)	コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと
(e)	規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）が表示内容の大部分を占めることを避けること
b	周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないこと
(a)	表示内容が掲出する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するもの
(b)	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に設置する屋外広告物のうち、映像又は光の点滅を使用するものについては、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること
(c)	掲出する場所に係るまちづくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること（各地区の実情に基づき、必要に応じてルールを見直していきます。）

- c 道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと
 - (a) 表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しくひくおそれのあるものとして、次に掲げるものに該当しないこと
 - ・ 読ませる広告（文字は原則使用しないこと。単なる告知に過ぎない文章は使用しないこと）
 - ・ げん惑させるもの（デザインの解りづらいもの又は鮮やかなドット、ストライプ等の模様）
 - (b) 表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同するおそれのあるものではないもの
 - (c) 表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合で、道路を挟んで設置するときは、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し、了承を得ること
 - (d) 禁止物件に設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し、了承を得ること

(オ) 掲出場所

近隣商業地域又は商業地域のみ限定します。

※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認められる屋外広告物等であると判断される場合は、上記要件によらず、特に市長が認めたものとして要件をクリアしたものとみなします。

イ 緩和する基準

(ア) 禁止地域の適用を除外します。

【参考】主な禁止地域（横浜市屋外広告物条例第6条第1項、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域）

- a 開港記念会館から周囲40メートルの範囲内の地域
- b 氷川丸の周囲50メートルの範囲内の地域
- c 東名高速道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
- d 東海道新幹線の中心線から500メートル以内
- e 河川

(イ) 禁止物件の適用を除外します（交通への安全性が確保できたものに限る。）。

【参考】主な禁止物件（横浜市屋外広告物条例第7条）

- a 橋りょう
- b 街路樹
- c 銅像
- d 煙突

(ウ) 大きさなどの基準の適用を除外します。

【参考】主な大きさなどの基準（横浜市屋外広告物条例第16条第1項、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条）

- a 建築物の外面に表示する面積はその外面の面積の10分の3以下まで
- b 広告塔・広告板の表示面積は最大で75平方メートルまで

(エ) 事前届出により許可を不要とします（事前協議も原則必須とし、関係課長会で内容を確認したうえ、表示内容の質を向上させます。）。

3 屋外広告物の安全性の確保について

屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。

(1) 背景・理由

大型台風などにより、適切に管理されていない屋外広告物の落下等の重大事故が全国で発生しており、屋外広告物の安全性に注目が集まっています。現在は、屋外広告物の点検及び管理を行う者等に関しての基準がなく、例えば、看板の設置等に知見がない者が行っている場合もあり、必ずしも実効性のある点検及び管理が実施されているとは言い難い状況にあります。

そこで、屋外広告物の点検及び管理を有資格者に行わせるなど基準を設けることで、屋外広告物の安全性を高め、市民の安全確保を図ります。

(2) 見直しのポイント

ア 継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化

許可を受け設置された屋外広告物について、継続申請（主に3年毎）を行う場合、屋外広告物を事前点検し、その報告書の提出を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※2}による点検を義務付けます。

なお、有資格者による点検は、3年間の経過措置を設けます。

点検義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受けた屋外広告物	許可を受けた屋外広告物
点検方法	任意書式の点検項目に沿って点検	屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況を点検報告書に沿って点検
点検報告書の提出	継続申請の際に任意書式を提出	継続申請の際に点検報告書を提出
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の点検者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※2}
上記以外の屋外広告物の点検者	誰でも可	誰でも可

※1 一定規模以上の屋外広告物：屋外広告物の上端の高さが4メートルを超える位置に設置する壁面看板（塗料により建築物その他の工作物の外面に直接表示される屋外広告物は除く。）、袖看板及び広告塔・広告板並びに全ての屋上看板及びアーチ

※2 有資格者：「屋外広告士」、「建築士（1・2級）」、「屋外広告物点検技能講習修了者」

イ 管理者の設置を義務化

許可を受ける屋外広告物については、管理者の設置を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※3}による管理者の設置を義務付けます。

なお、有資格者による管理者の設置は、3年間の経過措置を設けます。

管理者設置義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受ける屋外広告物	許可を受ける屋外広告物
管理者の設置	任意	義務化
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の管理者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※3}
上記以外の屋外広告物の管理者	誰でも可	誰でも可

※3 有資格者：「屋外広告士」、「屋外広告物の設置に関する講習会修了者」、「広告美術科の職業訓練修了者等」

4 違法に掲出している屋外広告物に対する指導の実効性の確保について

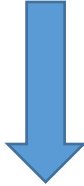


違法な屋外広告物を掲出する者に対して撤去や改修等の措置命令を実施した際に、屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなく命令に従わない場合は、命令した旨を公表します。

(1) 背景・理由

違法に掲出しているはり紙やのぼり旗などの簡易な屋外広告物は、屋外広告物法に基づき、直ちに撤去することが認められています。一方で、屋上看板など建物等に定着している屋外広告物を撤去するには、撤去命令を出したうえで行政代執行を行う必要があり、時間がかかるなどの課題があります。そこで、屋外広告物を掲出する者に自主的に撤去等を行うことを一層促進する必要があります。

(2) 見直しのポイント

措置命令を受けた違法な屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなくその命令に従わない場合は、措置命令した旨を公表します。なお、公表する前に、命令を受けた屋外広告物を掲出する者に対して、意見を述べることや、証拠を提出する機会を設けます。

	現行	改正後
措置命令から強制撤去までの流れ	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令  命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令  正当な理由もなく命令に従わない場合、その旨を公表  公表後も命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去

5 その他

- (1) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物で、次のいずれかに該当する場合は、禁止地域、大きさ等の基準及び許可の適用を除外します。
 - a 電車又は自動車の外面に掲出する自家用屋外広告物
 - b 道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車（定期路線の乗合自動車は除く。）で、当該登録に係る使用の本拠の位置が横浜市以外の場合（当該使用の本拠の位置の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って掲出するものであること）
- (2) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で掲出する屋外広告物については、目的の正当性を判断するために、附属機関に意見を聴くことができることとします。
- (3) 告示に規定する高速道路・鉄道及び河川に係る禁止地域の適用除外を条例及び規則で規定します。
- (4) 継続申請の申請期限を許可満了日までに変更します。また、許可満了日まで継続申請し、許可満了日後に許可を受けた場合は、許可の起算日は前許可満了日の翌日からとします。
- (5) 屋外広告物を掲出する者について変更があった場合、従前の諸手続等の効力が承継するものとみなす規定を新設します。
- (6) 屋外広告物の設置に関する講習会の手数料を規定します。

第3 今後のスケジュール

- 令和3年4月 市民意見募集の実施（約1か月間）
- 令和3年5月 常任委員会報告
- 令和3年9月 市会に条例改正議案を上程
- 令和3年10月 条例の公布
- 令和4年3月 規則の公布
- 令和4年4月 条例・規則の施行

第4 意見募集要領

【市民意見募集期間】

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

【提出方法】

別添の意見投稿用紙に記載のうえ、次のいずれかの方法により御提出願います。

- 1 持参：都市整備局地域まちづくり部景観調整課（横浜市中区本町6丁目50番地10 29階）
- 2 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 29階
都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当
- 3 F A X:045-550-4935
- 4 電子メール：tb-okugai@city.yokohama.jp

報告事項 ア 屋外広告物の安全啓発

1 安全点検まち歩き

(1) 取組の目的等

屋外広告物の安全性については、近年の大型台風の際などに突風で飛ばされるなどの被害が起きており、商店街等においても危機意識が高まっています。

商店街の多くの店舗は規模が小さく掲出する看板も申請を必要とする10㎡以下のものが多数を占めています。そのため、看板の点検が疎かになりがちです。

そこで本市では、平成30年度より、商店街、一般社団法人神奈川県広告美術協会（広告業団体、以下「神広美」といいます。）、横浜市と一緒に地元商店街を歩き、実際に看板を見ながら、日頃の点検ポイントを解説することで、商店街に存する看板の安全性を高め、市民の安全を図ることを目的とする「安全点検まち歩き」を実施しています。

(2) 令和2年度実施状況

令和2年度の実施状況については以下のとおりです。

	実施時期	実施内容																											
募集	7月	市から市商連会長会議に議題を提出し、市内の商店街259団体宛に募集チラシを送付したところ、8商店街から応募がありました。																											
実施	11月 ～ 2月	<p>5商店街については、市と神広美が対象商店街を事前に点検し、当日は、神広美から落下等事故の事例や安全点検のポイントについてご説明いただいた上で、実際にまちを歩いて危険な箇所を確認しました。</p> <p>3商店街*については、事前点検は実施しましたが、緊急事態宣言を受けてまち歩きは中止しました。</p> <p>【令和2年度実施結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>商店街</th> <th>加盟店舗数 (単位：軒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月12日</td> <td>【緑区】中山商店街協同組合</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>11月16日</td> <td>【神奈川区】六角橋商業協同組合</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>11月16日</td> <td>【神奈川区】六角橋商和会</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>12月7日</td> <td>【西区】西口幸栄商店会</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>12月14日</td> <td>【中区】馬車道商店街協同組合</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>【鶴見区】仲通り商店街商和会*</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>【保土ヶ谷区】天王町商店街協同組合*</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>【青葉区】たまプラーザ商店会*</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	商店街	加盟店舗数 (単位：軒)	11月12日	【緑区】中山商店街協同組合	155	11月16日	【神奈川区】六角橋商業協同組合	70	11月16日	【神奈川区】六角橋商和会	45	12月7日	【西区】西口幸栄商店会	42	12月14日	【中区】馬車道商店街協同組合	90	—	【鶴見区】仲通り商店街商和会*	25	—	【保土ヶ谷区】天王町商店街協同組合*	118	—	【青葉区】たまプラーザ商店会*	47
実施日	商店街	加盟店舗数 (単位：軒)																											
11月12日	【緑区】中山商店街協同組合	155																											
11月16日	【神奈川区】六角橋商業協同組合	70																											
11月16日	【神奈川区】六角橋商和会	45																											
12月7日	【西区】西口幸栄商店会	42																											
12月14日	【中区】馬車道商店街協同組合	90																											
—	【鶴見区】仲通り商店街商和会*	25																											
—	【保土ヶ谷区】天王町商店街協同組合*	118																											
—	【青葉区】たまプラーザ商店会*	47																											
報告	～3月	報告書を作成し、事前点検のみを行った3商店街を含めた8商店街に配布します。																											

(3) 令和3年度の取組

令和3年度も引き続き安全点検まち歩きを行っていきます。また、商店街等においても自ら積極的に安全点検を実施できるように、点検ポイント等の内容を盛り込んだ安全啓発動画の作成を行うことも検討しています。

2 その他の取組（未申請屋外広告物への指導）

屋上看板及び袖看板等については、台風等で落下した場合、特に重大な事故につながる可能性があります。このため、令和2年度より、屋上看板及び袖看板等を含む申請で許可期限が切れているもの対象に、鶴見区、西区、戸塚区、泉区において、計200件の調査を実施しており、今後調査結果を分析した上で、所有者等に対し指導していく予定です。

引き続き、令和3年度についても、4区以外の調査を行うなど、安全性確保に向けた取組を進めてまいります。

報告事項 イ 「横浜サイン」普及啓発事業



広告物やサインは、街並みの景観をつくる重要な要素であり、周囲の景観と調和することが重要となります。そこで、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と名付け、平成 25 年度からその普及啓発に取り組んでいます。

「横浜サイン」の理念のもと、「周辺の景観」や「建築物との調和」に配慮した広告物について、事業者や市民の関心を高めて魅力的な広告物を増やすことで、魅力ある景観を形成し、賑わいを創出するとともに観光の振興を図ります。

1 今後の取組の基本的考え方（案）

(1) 横浜サイン賞

一般の市民や事業者から広く広告物やサイン類を募集し、優れた事例を顕彰することで、横浜におけるサインに関する認知度を上げるとともに、より良い都市景観の形成について市民等と共有します。

また、受賞作品を市のホームページ等で積極的にPRするとともに、表彰プレート等を作成し、それを受賞者に店先等に飾ってもらうことにより、事業者等の受賞への意欲を高め、より良い看板づくりを促進するとともに、店舗利用者と来街者への横浜サイン事業の周知を図ります。

基本的に2年に1度の募集表彰とし、1回あたり10～20作品程度を選定します。

(2) パネル展

視覚的効果を得やすく興味をもってもらいやすいパネル展を実施することで、横浜サイン及び横浜サインがもたらす魅力的な景観への関心を高めます。サイン賞の開催年度には、サイン賞の選考の参考とするための 一般市民の投票を行うことも検討しています。

(3) フォーラム

横浜サインを活かしたまちづくりや、サイン賞の広報及び次年度以降のサイン賞の普及啓発の進め方について議論を行います。

(4) その他（ワークショップやまち歩き等）

看板製作の疑似体験や、サイン賞で表彰された看板を巡るまち歩き等を企画し、お子様からお年寄りまで幅広い市民に対し横浜サインの興味を高めます。

2 令和2年度実施結果

横浜サイン展 2020

(1) 開催概要

ア テーマ

「サインを通じた魅力ある景観づくり」

イ 開催期間

令和2年10月1日（木）から10月5日（月）まで

ウ 会場

横浜新都市ビル 9F シビルプラザ（開場時間：10時～20時）

エ 展示方法

今年度のテーマに沿った広告物を選定し、80枚程度のパネルを展示しました。

一部店舗の方にご協力いただき、パネルと併せて出店の経緯や看板のデザインの意図などを記載したキャプションを表示するなど展示方法を工夫し、横浜サインに対する理解の推進を図りました。

オ 協力

一般社団法人神奈川県広告美術協会

(2) 開催結果

ア 来場者数

延べ1000人

イ 当日の様子



ウ 来場者からの反響（抜粋）

- ・ 普段見過ごしている素敵なサインを再発見できて楽しかったです。
- ・ サインの裏にあるストーリーを知ることができる良い企画でした。
- ・ 街を看板の視点で見る機会が少ないので面白かったです。
- ・ とても素敵な写真が多く、由来を知ることが出来て良かったです。もっと広まって、もっと数多くの展示が見られたら嬉しいです。

3 令和3年度実施内容（予定）

(1) サイン賞の募集

次のとおり、第2回横浜サイン賞を開催します。

開催スケジュール案

時期	内容
6月13日 (日)	<u>サイン賞候補募集開始（～7月下旬を予定）</u> ※同時に第5回横浜サイン・フォーラムを開催し、募集の告知を行います。
9月上旬	屋外広告物審議会において <u>一次選考を実施</u>
11月頃	一次選考を通過した候補について <u>パネル展を開催</u> ※同時に一般市民投票を実施（二次選考への参考にします。）
1月頃	屋外広告物審議会において <u>二次選考を実施</u> (10～20 候補程度をサイン賞として選出)
3月頃	<u>表彰式</u> ※同時に受賞対象を広報します。

(2) 第5回横浜サイン・フォーラムの開催

フォーラムでの普及啓発を通して魅力的な広告物を増やすことで、魅力ある景観を形成し、賑わいを創出するとともに観光の振興を図ることを目的として、第5回横浜サイン・フォーラムを開催します。

<開催概要>

ア 日時

令和3年6月13日（日）

13時から

イ 会場

横浜市役所アトリウム

併せて、横浜市市民協働推進センター「スペースA・B」において「横浜サイン展2020」で展示したパネルを展示します。

ウ 定員

150名（要申込・先着順）

LUNCHAN AVENUE

中区日本大通



日本大通りは157年前の開港以来、横浜の先進的な都市計画をシンボライズしてきました。その中ほどの角地に立地する本作品は、控えめで、それでいながら印象の残る、高質な飲食店舗のサインとしての代表例です。通りから店内を見通せる大きな窓ガラス内側の一角で、店舗名が必要以上には主張しない。そうした「横浜サイン」の効果を狙った、通りやまちなみの景観ルールが生み出した好例で、行き交う人々にも高く評価されています。(岩村部会長)

【広告主】アールアンドケーフードサービス株式会社

街にあふれる看板などの屋外広告物は、まちなみや景観を阻害するものとみられがちです。しかし、屋外広告物も、デザイン性が高く、その場所の雰囲気によく調和したものは、街をより個人的で魅力あふれるものにする力を秘めています。

横浜市では、魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と呼び、これを広める取り組みを平成25年度から始めました。

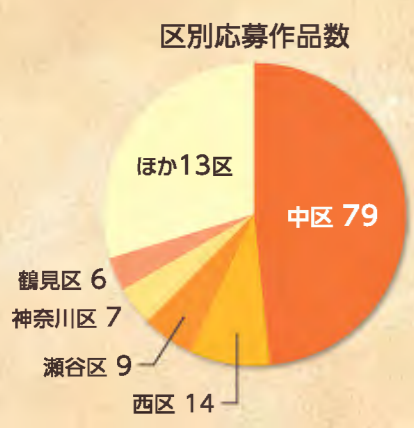
このたび、特に魅力ある景観をつくっている横浜サインを表彰する「横浜サイン賞」を新たに設けました。



※選考は横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会で行いました。

【部会長】岩村 和夫 東京都市大学名誉教授

【委員】菊竹 雪 首都大学東京・同大学院教授 松野 勲 クリエイティブ・ディレクター



横浜サイン・パネル展2016



二次選考(現地審査)



第1回 横浜サイン賞



- 小田薬局
- GALERIE PARIS
- 牌楼・中華街
- Family Mart山下公園前店
- 霧笛楼
- LUNCHAN AVENUE



総評

横浜市の都市景観は、その先進的な協議型都市デザインの成果によるところが大きいと言われています。そこでは、視覚的媒体であるサインの果たす役割も多大で、まちなみの美しさ、魅力、記憶を私たちの脳裏に刻んできました。それらは単体の店舗や施設の存在をシンボライズするものから、通りやまち、さらに都市そのもののイメージ醸成を引き受けるものまで多岐にわたります。本「横浜サイン賞」はこうした多彩な取り組みを広く一般に募り、優れた事例を顕彰することによって、より親しみやすく文化的な都市景観を市民や訪れる人々のものとする目的で創設されました。

幸いにも多くの応募があり、141作品が第1次審査に付されました。そのどれもがサインとしての印象的な魅力を備えたものでしたが、4つの審査基準(①建物との調和、②周辺景観との調和、③わかりやすさ、④独創性)をものさしにして、特に優れた事例20作品が第2次審査の対象に選ばれました。

それらは4つのカテゴリー(①公共、②横浜レジェンド、③ナショナルブランド、④中小個店等)に分類でき、それぞれを代表するものでした。従って、全てを並列に評価することは大変困難で、審査員の間でも議論が白熱しました。また、サインとしてのグラフィックな完成度だけでなく、既に多くの人々にとってまちの記憶の一部となっていたり、商店街や通りの景観ルールと調整したりした取り組みも大いに評価すべきとの結論に達しました。その結果、最終的に6作品が受賞しました。個々の顕彰理由は選評に委ねますが、これをきっかけとして今後ますます本賞が普及し、より高度な景観形成に資することを祈念します。(岩村部会長)

小田薬局

金沢区谷津町



【広告主】小田薬局
【施工者】株式会社 三恵建設
【設計者】株式会社 環建築設計事務所



映画セットのような右側から読ませる看板文字、昭和の木造建築を思わせる店構えが懐かしい印象を与えていますが、実際は建て替えをしているそうです。店内には半世紀余りに現在の外観と全く同じ店構えの前で撮った小田薬局の家族写真が掛かっています。この写真も地域の人々に長年信頼を得てきた「変わらない店の姿勢」を伝えています。大手ドラッグストアの明るすぎる照明や画一性とは一線を画した「町の薬局」を視覚的に伝える成功例です。(松野委員)

GALERIE PARIS

中区日本大通



【広告主】GALERIE PARIS
【デザイン】坪山 紗織(故人)
【施工者】扶桑建設 株式会社
【設計者】栗原 義孝(故人)



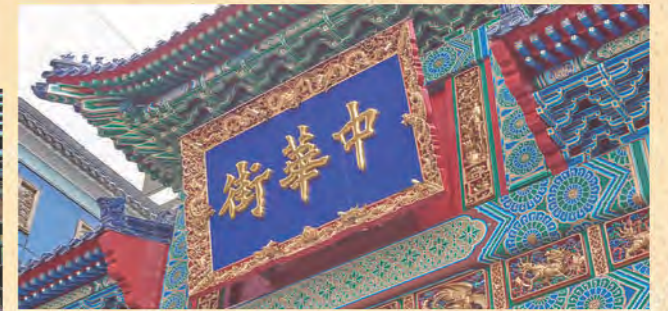
今や日本を代表する都市景観となった水際と公園を結ぶ日本大通り。その構成要素として銀杏並木や広い歩道、そして保存された優れた近代建築群が圧倒的です。中でも、わが国さきぎの鉄筋コンクリート建築は堂々たる風情を見せています。その1階開口部に巧みに取り込まれた本作品は、色彩、ロゴ、45度に撮った形状のどれをとっても一級品です。通りの景観ルールのさらに上をゆく「横浜サイン」の代表例と言えるでしょう。(岩村部会長)

牌楼・中華街

中区山下町



【広告主】横浜中華街発展会協同組合 【施工者】清水建設 株式会社 他
【建設】神勝 有限公司
【設計者】中山 康



横浜を代表する観光スポット中華街の景観を象徴する一連の牌楼は、この地域を日本であって日本ではない場所とする「結界」の役目を果たしているように見えます。中華の伝統と風水に基づいた煌彩色の意匠をこらした10基の牌楼は、世界に誇る「横浜中華街」へと発展させてきた先人達の不屈の精神力と粘り強さを象徴するかのよう誇らしく街路の入口に起立し、来訪者を中華世界の味と文化の異空間へと誘う「横浜サイン」の代表例と言えるでしょう。(松野委員)

Family Mart山下公園前店

中区山下町



【広告主】株式会社 ベッキー商会/株式会社ファミリーマート 山下公園前店
【施工者】三輪立山 株式会社 タテヤマアドバンス社
【設計者】環建築設計事務所



山下公園周辺の景観に配慮した「横浜仕様」のデザインを採用した点が評価されました。切り文字型のロゴを採用し、壁面の色彩を大胆に変更して広告面積を縮小しているにもかかわらず、チェーン店舗のブランドイメージの向上に効果を発揮しているといえるでしょう。景観配慮型の広告を含めた店舗計画は、地域とのかかわり方を示す「横浜サイン」の好例として、歴史的な地域だけにとどまらず都市部に対しても推奨したいと思えます。(菊竹委員)

霧笛楼

中区元町



【広告主】株式会社 鈴音



元町通りから1本入った仲通りに位置するフランス料理店「霧笛楼」。横浜サイン賞の対象になった装飾吊り看板は、裏通りに位置する店舗の目印となっています。横長のシールド型の形に、客船、スクリー、店舗名が、青・白・赤の3色で配置され、金具装飾とともに横浜らしさを感じさせる看板となっています。小さな看板にもかかわらず店舗洋館の行まいと一体となった魅力的な広告表現は、景観形成とも関わり、街並みに寄与するものです。(菊竹委員)

横浜サイン展 2020

街中にあふれる商業看板や、個人宅に掲げられる表札など、屋外で公衆に表示されるものを屋外広告物といいます。屋外広告物は景観を構成する要素の一つとなっており、看板は日常の風景の一部となっています。

そもそも、屋外広告物は、自己の存在を示す記号と、その活動を他者に伝える情報伝達の役割を担っており、特に商業行為を行う中で、少しでも目立つように設置される傾向が見られます。その結果、例えば駅前の繁華街では重なるように看板が設置され、景観を阻害する要因の一つともなっています。

そこで、横浜市では、平成 25 年度から横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と名付け、これを広める取組を進めています。

令和 2 年度は、「横浜サイン展 2020」と題し、「サインを通した魅力ある景観づくり」をテーマに、横浜市内に数多くある看板の中から、美術や工芸に趣を凝らした看板などの写真のパネルを展示します。

「横浜サイン展 2020」をきっかけに、「横浜サイン」を知っていただくとともに、横浜のまちを彩る魅力的な看板に目を向けていただければと思います。

最後に、「横浜サイン展 2020」を開催するにあたり、看板等を所有する方々に御協力を賜りましたことを、この場を借りて御礼を申し上げます。

主催 横浜市都市整備局景観調整課
協力 一般社団法人神奈川県広告美術協会

索引

あ 行		は 行	
1 あす加アカデミー	港北区仲手原2-45-13	24 ハードロックカフェ横浜	西区みなとみらい2-3-1クイーンズタワーA1F
2 伊勢佐木町商店街	中区若葉町2-34	25 パティスリー アン・プチ・バケ	青葉区みずが丘19-1
3 イチカワ理容室	中区元町1-73	26 馬車道タブルーム	中区住吉町5-63-1
4 ヴィア トスカネッラ	中区相生町4-69 関内和孝ビル1F	27 馬車道十番館	中区常盤町5-67
5 ウインドジャマー	中区山下町215	28 ビリヤード CANNON	神奈川区六角橋2-3-3
6 エスプラン洋菓子店「ESPLAN」	鶴見区鶴見中央4-1-7	29 プティックフジヤ	港北区大倉山2-4-1
7 大倉山歯科	港北区大倉山2-2-1 1F	30 ブラックベルベット	中区常盤町6-74
8 株式会社 小野澤工業	中区元町2-91-8	31 聘珍樓 横浜本店	中区山下町149
か 行		ま 行	
9 かをり	中区山下町70	32 ミイク「miik」	港北区大倉山3-2-1
10 廣東飯店	中区山下町144	33 三浦マーク	中区元町4-161
11 旧バラ荘	中区野毛町1-12	や 行	
12 牛鍋 荒井屋 本店	中区曙町2-17	34 山手十番館	中区山手町247
13 クロスロード	中区新山下1-2-1 丸善ビル2F	35 横浜元町 霧笛楼	中区元町2-96
14 グリーンサム	中区元町1-37	36 横浜元町彫金工房	中区元町3-138
15 けみく	中区元町2-91	37 横浜元町 竹中	中区元町4-180
さ 行		38 洋食キムラ 野毛店	中区野毛町1-3
16 菜や	港北区大倉山3-2-23 2F	ら 行	
17 ジャズ 喫茶 ちぐさ	中区野毛町2-94	39 ラストワルツ	西区高島2-10-24
18 ジュエリー工房 アド・バルーン	中区山手町24	40 ル・タンベルデュ	野毛町2-78-10
19 炭火料理とイタリアン社	青葉区桂台1-11-1 101	41 レイコレクション	中区元町4-171-2
20 セクション	中区石川町1-33	42 レッドロブスター 新本牧店	中区本牧和田27-1
た 行		わ 行	
21 ダックテイルズ	中区石川町2-72	43 ワインバー・モストラドール	中区宮川町2-54
22 ダ・クオーレ マキノ	中区花咲町2-78		
23 ダニエルインテリアスタジオ	中区元町3-126		
A ~ Z			
44 BALOTTA	鶴見区鶴見中央 4-29-13-101	57 Italian & Tea Room KANDY	中区元町3-143 ヒルサイド元町1F
45 Bar Matsumoto	中区住吉町5-61 住五ビル1階	58 JamJam 横浜元町店	中区元町4-160-4 1F
46 Bar Merry Widow	中区住吉町6-74 ビージェイ馬車道ビルA101	59 Jazz spot ADLIB	中区吉田町3-9 第二共同ビル2F
47 Betty Blue	中区野毛町2-68-1 野毛産業ビル2F	60 La Ohana 横浜本牧店	中区本牧原18-22
48 BOOGIE CAFE	中区本牧間門20-1	61 MOONEYES Area-1	中区本牧宮原2-10
49 Cafe & Bar うっふ	中区宮川町2-23-4	62 Namak Café	港北区綱島西2-10-16
50 CAFE&BAR #15	中区元町1-37	63 NEW IMAGE BEAUTY SALON	中区元町2-112
51 ELMORE	中区大和町2-32	64 'O Pulecenella	西区北幸2-13-1 1F
52 GREEN BOWL	中区太田町1-20 三和ビル	65 Osteria Kota	中区相生町2-50 1F
53 good spoon みなとみらい店	中区新港1-3-1 MARINE&WALK 2F	66 Paty Cafe	中区元町2-80-22
54 HOTEL NEW GRAND	中区山下町10	67 ROUROU Cafe	中区山下町130
55 HOTEL THE KNOT YOKOHAMA	西区南幸2-16-28	68 Seaside Garden	中区新山下1-3-12
56 HUG the kitchen & wine	中区野毛町1-27	69 VISION	中区石川町1-17-6



横浜サイン展 2020

サインを通した魅力ある景観づくり

2020年 10月1日(木) ~ 10月5日(月)

横浜新都市ビル 9F シビルプラザ | 入場無料 |

開場時間 [10月1日] 12:00~20:00 [10月2日~4日] 10:00~20:00
[10月5日] 10:00~17:00

主催：横浜市都市整備局景観調整課 お問い合わせ：045-671-2648

協力：一般社団法人 神奈川県広告美術協会



横浜サインの取組(HIP)





1. あす加アカデミー



2. 伊勢佐木町商店街



3. イチカワ理容室



4. ヴィア トスカネッラ



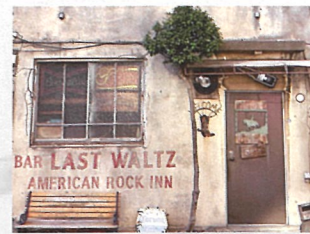
36. 横浜元町彫金工房



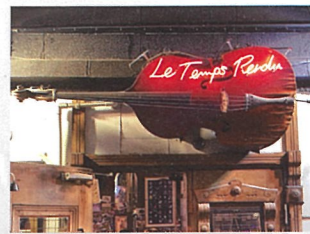
37. 横浜元町 竹中



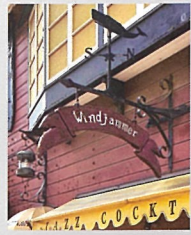
38. 洋食キムラ 野毛店



39. ラストワルツ



40. ル・タンベルデュ



5. ウインドジャマー



6. エスプラン洋菓子店 [ESPLAN]



7. 大倉山歯科



8. 株式会社 小野澤工業



9. かをり



41. レイコレクション



42. レッドロブスター 新本牧店



43. ワインバー・モストラードル



44. BALOTTA



45. Bar Matsumoto



10. 廣東飯店



11. 旧パラ荘



12. 牛鍋 荒井屋 本店



13. クロスロード



14. グリーンサム



46. Bar Merry Widow



47. Betty Blue



48. BOOGIE CAFE



49. Cafe & Bar うっふ



50. CAFE & BAR #15



15. きみく



16. 菜や



17. ジャズ喫茶ちくさ



18. ジュエリー工房アド・バloon



19. 炭火料理とイタリアン汁



51. ELMORE



52. GREEN BOWL



53. good spoon みなとみらい店



54. HOTEL NEW GRAND



20. セクション



21. ダックテイルズ



22. ダ・クオーレ マキノ



23. ダニエルインテリアスタジオ



24. ハードロックカフェ 横浜



25. パティスリー アン・ブチ・ハク



55. HOTEL THE KNOT YOKOHAMA



56. HUG the kitchen & wine



57. Italian & Tea Room KANDY



58. JamJam 横浜元町店



59. Jazz spot ADLIB



26. 馬車道タブルーム



27. 馬車道十番館



28. ビリヤード CANNON



29. ブティックフジヤ



30. ブラックベルベット



60. La Ohana 横浜本牧店



61. MOONEYES Area-1



62. Namak Café



63. NEW IMAGE BEAUTY SALON



64. O Pulecena



31. 聘珍楼 横浜本店



32. ミイク [miik]



33. 三浦マーク



34. 山手十番館



35. 横浜元町 霧笛楼



65. Osteria Kota



66. Paty Cafe



67. ROUROU Cafe



68. Seaside Garden



69. VISION

都市が骨格づくりを終え、成熟していくとき、まちづくりには何が求められるでしょうか。

その答えの一つが、

人と人をつなぐ「コミュニケーション」を誘発する仕組みをつくることではないかと思えます。

横浜サインとは、横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物のこと。

横浜の街に活気を与え、趣ある風景をつくる大切なエレメントだから、

屋外広告物のことを、親しみも込めて、ハイカラに「サイン」と呼び、

その機能性とデザイン性を高いレベルで両立させて、

個性的な地域のまちづくりに生かそうと、ポジティブに発想する。

様々な地域で工夫を凝らして仕掛けられる、街のサイン。

その「サイン」に気づいて、街を歩き交う人々がコミュニケーションに一步踏み出したくなる。

横浜サインによって、横浜を「心躍る、元気な街」にしたいと思っています。



第二回 横浜サイン・フォーラム

サインによる魅力あるまちづくり



横浜市都市整備局 景観調整課 横浜サイン担当
tel: 045-671-2648 fax: 045-663-8641
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/>
tb-yokohamasign@city.yokohama.jp

横浜市は、「サインによる魅力あるまちづくり」を積極的に進めていくために、3月1日を「サインの日」と決めました。

サイン
2014年3月1日(土) 14:00~17:00 (開場13:30)

会場: ヨコハマ創造都市センター 1Fホール(横浜市中区本町6-50-1)

主催: 横浜市都市整備局

協力: 一般社団法人神奈川県広告美術協会



Program プログラム

開会挨拶 (14:00~)

・平原敏英(横浜市都市整備局長)

第1部 プレゼンテーション (14:10~)

テーマ1「サインによる魅力あるまちづくり」
・武山良三(富山大学芸術文化学部教授・学部長、日本サイン学会会長)

テーマ2「横浜市のサイン行政の実績と今後の方向性」
・小池政則(横浜市都市整備局地域まちづくり部長)

横浜サイン・ロゴマークのデザイン意図
・イサオマツノ(クリエイティブ・ディレクター)

第2部 パネル・ディスカッション (15:30~)

テーマ「サインによる魅力あるまちづくり」
・パネリスト(武山良三 / 菊竹雪 / 国吉直行 / 六川勝仁 / 末廣芳和)
・ファシリテーター 桂有生(横浜市都市デザイン室)

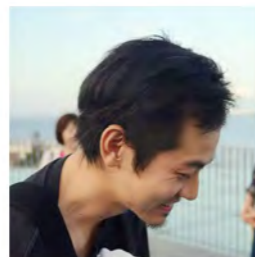
閉会挨拶 (17:00~)

・小池政則(横浜市都市整備局地域まちづくり部長)

第3部 交流会 (17:15~) ※参加自由 / 有料1,000円

テーマ「第1回横浜サイン・フォーラムを終えて」

Facilitator ファシリテーター



桂有生 Yuki Katsumura

横浜市都市整備局都市デザイン室

東京芸大卒業後、安藤忠雄建築研究所、山本理顕設計工場を経て、2007年横浜市都市デザイン専門職の公募によって入庁。象の鼻パーク、マリンタワー再整備などを担当。現在は都市デザイン担当として東横線跡地、金沢八景駅周辺の都市デザインなどに参画。

Panelists パネリスト



武山良三 Ryozo Takeyama

富山大学芸術文化学部教授・学部長、日本サイン学会会長

1956年大阪生まれ。京都市立芸術大学美術学部卒業後、日本サイン株式会社を経て1987年株式会社ストロイエ設立、南海電車、神戸ハーバーランドのサイン計画などを手がける。1997年より高岡短期大学へ、以後地域活性化をテーマに活動、伝統的街区におけるコミュニティデザイン、路面電車の再生、地域連携教育などに関するプロジェクトを企画・実行する。2005年からは富山大学芸術文化学部教授として、屋外広告物を中心に景観まちづくりを推進する調査研究や改善策の提案を行っている。日本サインデザイン協会常任理事、サインデザイン専門誌「signs」編集長、富山県をはじめ全国各地の景観審議会委員等を務める。2011年「屋外広告デザインガイドライン及び屋外広告物のデザインと印象評価に関する研究」について第45回SDA賞特別賞・公益社団法人日本デザイン振興会会長賞を受賞。



菊竹雪 Yuki Kikunake

グラフィックデザイナー、首都大学東京大学院教授、横浜市屋外広告物審議会副会長

株式会社日本デザインセンターを経て、1990年、株式会社コンパッソ設立。1994年度文化庁派遣芸術家在外研修員として、英国Royal College of Arts在籍。建築・空間・環境にかかわる、ランドマーク、スペース、車両、工事現場などのスーパーグラフィックから、VIデザイン、プロダクトデザイン、ブックデザインまで、ジャンルを超えたデザインを手がけている。JAGDA新人賞、JCDデザイン優秀賞、SDAデザイン大賞、グッドデザイン賞をはじめ、海外では英国D&ADイェローペンシル賞、ブルネル賞等受賞。川崎市屋外広告物審議会委員、横須賀市屋外広告物審議会委員、多摩美術大学客員教授。



国吉直行 Naoyuki Kuniyoshi

都市デザイナー、横浜市立大学特別契約教授、横浜市都市美対策審議会委員

1971年早稲田大学大学院修士課程修了。同年横浜市都市デザインチーム(後の都市デザイン室)設立に参加し、以来40年間都市デザイン室に所属し、都市デザイン行政を担当。都市デザイン室長、上席調査役エグゼクティブアーバンデザイナーを経て2011年3月横浜市を退職。現在、横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系まちづくりコース特別契約教授。横浜市での成果:都心部歩行空間整備、商店街の演出と街づくり協定運用、山手地区のまちづくり、赤レンガ倉庫などの歴史的建造物の保存活用とライトアップ、サイン・色彩演出、みなとみらい21地区や水磨線空間演出を通じて「歴史と未来の共存する横浜」の創造を継続的に推進してきた。日本グッドデザイン賞金賞、土木学会デザイン賞特別賞、湘門建築会特別功労賞、日本建築学会業績賞など受賞。



六川勝仁 Kazuhito Rokukawa

馬車道商店街協同組合理事長、横浜市都市美対策審議会委員

横浜生まれ。慶応大学経済学部卒業。米国留学し、米国宝石学会宝石鑑定士取得後、(株)アート宝飾入社。毎年開催される「横浜仮装行列、ザよこはまパレード」の企画宣伝委員長を務める。(株)アート宝飾代表取締役、横浜商工会議所常議員、横浜西口振興協議会観光宣伝委員長、横浜中間税会会長、TVK番組放送審議会副委員長、神奈川県屋外広告協会副会長。



末廣芳和 Yoshikazu Suehiro

屋外広告事業者、一般社団法人神奈川県広告美術協会会長

横浜生まれ。1981年日本電子工学院を卒業、有限会社広和電業社入社、その後株式会社キハラネオン製作所勤務を経て、1988年株式会社廣和を設立、代表取締役として就任。1992年社団法人神奈川県広告美術協会理事に就任、横浜支部長、青年部部長、専務理事を経て、2012年社団法人神奈川県広告美術協会(現・一般社団法人神奈川県広告美術協会)会長に就任。

報告事項 ウ 観覧車の照明演出

令和 2 年 2 月の第 65 回屋外広告物審議会において、概要をお知らせいたしました「セントパトリックデー」に合わせた観覧車の照明演出に関して、昨年度の実績及び今年度の予定を報告します。

1 セントパトリックデーについて

セントパトリックデー (St. Patrick's Day、3 月 17 日) は、アイルランドのナショナルデーであり、当国内ではパレードを行うなどして盛大にお祝いされています。また、近年では「アイルランドにまつわるすべてのものを讃える日」として世界各国でお祝いされています。

2 昨年度の照明演出について

「第 16 回セントパトリックデーパレード横浜元町」※の開催に合わせて、次の通り、コスモクロックにおいて特別演出が行われました。(パレード自体は、新型コロナウイルス感染防止の観点で急遽中止となりました。)

なお、ライトアップ等は、コスモクロックのほか、開港記念会館や神奈川県庁舎等で行われました。

(1) 日時

令和 2 年 3 月 14 日(土)、17 日(火) 18:30~23:45

毎時 0 分、15 分、30 分、45 分に約 1 分間の演出

(2) 演出内容

アイルランドの国花であり、セントパトリックデーに身に着けるシャムロック (3 つ葉のクローバー) などを表示



※第 16 回セントパトリックデーパレード横浜元町

主催：セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会

協力：協同組合元町 SS、横浜高速鉄道(株)、東京急行電鉄(株)

後援：アイルランド大使館、アイルランド政府観光庁、アイルランド政府商務庁

横浜市文化観光局、横浜観光コンベンションビューロー 他

3 今年度の照明演出について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、元町商店街におけるパレードは実施を自粛する予定ですが、コスモクロックの照明演出については、昨年と同様に行います。

照明演出予定日：令和 3 年 3 月 13 日(土) ~17 日(水)